

岩手県教職員組合カリキュラム検討委員会からの提言 「学校あるある」を見直す ②

学校で子どもたちの遊ぶ権利と意見表明権を保障しよう！

●A小学校の場合

【低学年の先生から、こんな意見が・・・】

「業間休みにサッカー遊びの子が校庭を使っていて、鬼ごっこができません。」

【実態はどうだったかというと】

先生と一緒に鬼ごっこをするときは、校庭を使い、子どもたちだけで鬼ごっこをするときは、校庭よりもくさはらでやるが多かった。



生徒指導部が「業間休みのボール使用を禁止」と提案

多くの先生が「まず、やってみましょう」と言い、子どもの意見を聞かずに決定。(子どもたちの様子を見ながら、決定した方がいいと反対した人も中にはいたが、少数意見)



学期途中に、急にボール使用禁止と子どもたちに知らされることとなり、不満に思った子どもたちだったが、お試しだから…と説得した。いざ、始めると、先生がいなければ校庭全部を使った鬼ごっこは行われなかった。



結局、業間の校庭が、がら～んとし、誰もいない状態になり、「もっと外に出てほしい」と言う先生も出始めた。「まず、やってみましょう」と提案した先生方も迷いだし、子どもに決定を託すことになった。

カリキュラム検討委員から

子どもに関することを決めるときは、子どもの権利条約第3条『子どもの最善の利益』と第12条の『意見表明権』とをセットで考えましょう。おとなの一方的な考えだけで、子どもの最善だから、「これをしたほうがいいよ」というのは、ご法度です。

子どもの意見を尊重した上で、子どもの最善を決めなければいけません。子どもの権利条約をもとに、学校生活の中で、子どもたちに十分な遊びの時間と機会を保障する学校づくりをめざしたいですね。

2020年度からは学習指導要領完全実施により、小学校では授業時数増となります。授業日数や週時定・日課が過密になり、子どもたちのゆたかな学びの権利を奪うことのないようにしたいものです。また、意見に耳を傾け、必要に応じて変更する柔軟さも必要です。

○ちなみに、その後A小学校では…

子どもたちと話し合いましたが、どの学年も執行部に任せるということになり、執行部で話し合いました。すると…低学年のことも考えてくれたり、試行期間を設定してからみんなの声を聞いたり、時間はかかっていますが、誠実に向き合っています。おとなが考えることを奪っていたんですね。